

電気料金メニュー約款 新旧対照表（東北エリア）

該当条項	変更前	変更後
第1条	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで関西電力送配電株式会社の供給エリアへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。</p>	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、<u>当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービス</u>を、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東北電力ネットワーク電株式会社の供給エリアへ<u>取り次ぐ</u>ときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。</p>
第4条(3)	<p>契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p>	<p>(a) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>(c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b)で定めた契約電流が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。</p>
第5条	<p>1. 本約款第15条第3項の定めにかかわらず、電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます。）については毎月、当社が指定する以下のいずれかの方法により支払っていただきます。</p> <p>(1)口座振替</p> <p>(a) お客さまの指定する口座から当社の収納</p>	<p>削除</p> <p>（なお、電気需給約款第15条 請求方法、支払期日および料金の支払い方法および電気需給約款第28条に掲載）</p>

	<p>代行会社の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。</p> <p>(b) お客様の指定する口座から当社から料金等の債権の譲受会社（以下「譲受人」といいます。）の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。</p> <p>(2)クレジット引き落とし</p> <p>(a) 当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。</p> <p>2. 本約款第 15 条第 4 項の定めに拘わらず、お客様が料金等を前項第(1)号または前項第(2)号により支払われる場合は、以下のときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p> <p>(1) 前項第(1)号により支払われる場合は、料金等がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>(2) 前項第(2)号により支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>3. 当社は、本条第 1 項(1)口座振替(b)による場合、需給契約期間中に発生したお客様の料金等の債権を譲受人に対して包括的に譲渡するものとし、お客様は当該料金等債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）の譲渡について、予め異議を留めず承諾するものとします。</p> <p>4. 本約款第 28 条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項に次の各号を追加します。</p> <p>(1) 譲渡対象債権が譲受人に譲渡された場合において、お客様が譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに 20 日間経過してなお支払わない場合</p> <p>(2) 譲受人が当社に対して譲渡対象債権の譲受を拒んだ場合</p> <p>(3) 当社が譲渡対象債権に関する譲受人が定める利用規約第 6 条に基づき譲受人から通知を受けた場合</p>	
--	--	--

以上